

令和7年度「森川海人っフェス！」企画・運営業務委託仕様書

1 委託名称

令和7年度「森川海人っフェス！」企画・運営業務委託

2 本事業の目的

県では、山は川を通して平野の暮らしを支え、海への恩恵をもたらす源流でもあることから、森川海のつながりや管理の重要性などについて「森川海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や行動につなげるため、「森川海人っプロジェクト」に取り組んでいる。

その一環として、私たちの暮らしが「森・川・海」の自然の恵みによって支えられていることを感じながら楽しむ機会として、下記イベントを開催する。

3 開催概要

(1) イベント名称

第7回 森川海人っフェス！

(2) 日時

10月18日（土）、19日（日） 10時00分～16時30分（予定）

（佐賀さいこうフェスと同日開催とする）

(3) 場所

SAGA ART PATH（佐賀城公園 博物館・美術館南側エリア）

(4) 内容

森川海に関するワークショップ等の体験ブースの実施

(5) 入場料

無料

(6) ブース出展料

無料

(7) 荒天時の取扱い

少雨決行（大雨の場合は、佐賀さいこうフェスの運営の判断に従う）

4 委託業務内容の詳細

(1) 森川海人っフェスの企画・運営に関する業務

以下の業務の企画・提案すること。

ア チーム森川海人っ登録団体による森川海の体験ブースの出展(10ブース程度)の実施

(ア) 各ブースの来場者の体験費用等は原則無料とする。ただし、費用の全部または一部の負担を参加者に求めることも可能とする。

(イ) ブース出展に伴う人件費や資材費等の必要経費は原則出展者が支出するものとする。

(ウ) 物品等の販売のみの出展は禁止する。

イ 参加者の増加が期待できるような目玉企画の実施

〈例〉ツリークライミング

ジャングルクルーズ (VR 体験)

宝探しゲーム (砂浜の中から写真と一致する貝殻を見つけるとグッズをプレゼント) など

ウ 農業経営課が実施する「農村マルシェ」ブースの設置 (2ブース程度)

エ 森川海人っプロジェクトの理念を効果的に PR するための会場装飾等 (佐賀さいこうフェス会場から誘導を含む)

オ ア以外で会場を盛り上げるブース出展等の企画

〈例〉キッチンカー、フリーハウス、ガラポン抽選会など

カ 休憩スペースの設置

キ 森川海人くん着ぐるみによる PR

ク 備品の運搬・設置・撤去

(ア) 各ブースに設置するタープ (3m×3m) については県から 10 張貸し出すこととする。

(イ) ブース及び休憩スペースの机・椅子については別途借り入れ予定のため、富士大和森林組合〜会場までの運搬を行うこと。

(ウ) 備品を保管するテントを設置すること。

ケ 夜間警備の配置

イベント前日及び1日目については、会場の夜間警備を行うこと。

(2) 情報発信・連絡調整に関する業務

ア チーム森川海人っ登録団体へ出展募集及び連絡調整 (出展者への事前説明会を含む)

必要に応じて森川海人っプロジェクトの HP を活用すること。

イ 当日パンフレットに掲載するチラシのデザイン

(※本業務に使用するキャラクター及びロゴは、別記1を参照)

ウ フェス当日の会場周辺施設で開催されるイベント (佐賀さいこうフェス、タイフェス等) の受託業者との連絡調整

エ アンケートの実施・集計

ブース出展者と参加者にそれぞれアンケートを行い、集計すること。

(3) その他

ア イベント実施に必要な業務全般

イ 共通経費の支払い

同時開催予定の各イベント（一部除く）は、共同運営につき、共通経費（事前チラシ、当日パンフレット印刷、駐車場、交通規制に関する CM 等）として契約金額の中に 360 千円（税込）を見込むこと。

5 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

6 委託料の支払い

前金払、完了払

7 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 本業務の実施に当たって、業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(3) 関係者や団体等との調整が必要な場合は、受託者がこれを行うこと。

(4) 業務内容の確認

業務内容について、県から指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

(5) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

8 業務実施上の留意事項

(1) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策が必要な場合（申請・届出等含む。）については受託者よりこれを行うこと。

(2) 本業務に係る普及啓発活動やイベントの開催等に必要な経費は、全て契約金額に含めるものとする。

(3) 受託者は、本業務に係るイベントの開催に当たって、来場者の安全対策として必要

な保険に加入するとともに、必要に応じて感染症防止対策を講じなければならない。

- (4) 県が真にやむを得ないと判断した場合は、イベントの開催時期及び場所等を変更する場合がある。その際、県は事前に受託者との協議を行うものとする。
- (5) 本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について佐賀県の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (6) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
ただし、例外的に二次利用について検討が必要となった場合は、県、受託者で協力の上、可否を決定する。
- (7) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。
また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (8) 本業務において、第三者（本県又は受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権使用承諾等の処理を行うこととし、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、受託者の要請があったときは、必要な範囲で訴訟上の対応について、協力するものとする。
- (9) 受託者の責めに帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (10) 受託者が業務を実施するに当たり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (11) 本業務委託については、「個人情報特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。

9 成果品

- (1) 業務完了報告書（紙媒体 1 部）
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの